

(続紙 1)

京都大学	博士（法学）	氏名	Shin Do Hyung（愼島瑩）
論文題目	Low-skilled Immigration Policy Change in Japan and South Korea: Institutions, Coalitions, and International Pressures（東アジアにおける低熟練移民労働者政策の制度変化 — 日本と韓国の比較分析）		
（論文内容の要旨） 本論文は、日本と韓国という、人口減少と労働力不足という共通の深刻な構造的課題に直面し、かつ国際的な移民ガバナンスの影響を強く受けている東アジアの先進二か国が、なぜ低熟練労働者政策において異なる経路を辿ってきたのかを明らかにすることを目的とする。1990年代以降、両国は製造業、建設業、農業、さらにはケア労働などの生産基盤を維持するために外国人労働者に構造的に依存してきた一方で、自国を移民国と公式に認めることには、一貫して抵抗し続けてきた。2000年代後半以降、両国は労働者保護や採用に関する国際的な評価・監視（米 국무省の人身売買報告書など）、地域的な労働市場における人材争奪競争、グローバル・スタンダードの進化といった極めて類似した国際的圧力を受けてきた。しかしながら、先行研究が示唆するような国際的圧力下での移民政策モデルの収斂は起こっておらず、両国の低熟練労働者政策は依然としてその相違が維持され、その差異はさらに深化している。 このパズルを解明するため、本論文は「国際的圧力の強度」と「移民政策を統治する国内政治連合（国内アクター間の協力関係）の柔軟性」という二つの次元の相互作用に着目した比較制度論的な分析枠組みを提示する。これら二つの次元の程度の組み合わせによって、重層化（layering）、漂流（drift）、代替（displacement）、内部化（internalization）という四つの異なる制度変化に帰結するという仮説を、事例分析を通じて実証的に検証する。本論文の核心的な主張は、国際的圧力は政策決定の直接的な決定要因ではなく、国内政治アクターの選好や交渉環境を変化させる外部要因として機能し、その効果は政策が辿ってきた経路や国内政治連合の柔軟性によって媒介されるというものである。 第1章では、本論文の問いと主張を提示した上で、論を展開する上での理論的・方法的視座を明示し、本論文全体の見取り図を示す。欧米のモデルへの収斂過程として東アジアを捉える議論や、東アジアを閉鎖的な一つのブロックとして均質化する既存の移民研究の限界を指摘し、国内の制度的枠組みの違いや政治的調整のダイナミズムを再評価する必要性を説く。 第2章では、本論文の基盤となる分析視座を示す。従来の経済的決定論や社会学的アプローチが、類似の構造的圧力下での制度的差異を説明しきれないことを示し、歴史的制度論と国際政治経済学の見方を融合させた、国内政治連合中心の制度論の見方を提示する。			

第3章では、日韓の移民政策に関する広範な先行研究をレビューし、本研究の学術的位置づけを明確にする。従来の議論が依拠してきた、民主主義的な制約や人権規範が国家の制御能力を弱めるとするリベラル・パラドックス論や企業のロビー活動が開放を促すとするクライアント政治モデルでは、日韓の政策の分岐を説明できないと指摘する。

第4章では、本論文の核となる理論的基盤を提示する。先述の「国際的圧力」と「国内政治連合」の相互作用を軸とした分析枠組みを提唱し、国際的な外部環境の変化が、いかにして国内アクターの選好を定義し直し、特定の制度的帰結をもたらすかについて仮説を提示する。

第5章では、本論文で採用する方法論について詳述する。本研究は、日韓を最も類似したシステムとして比較する最類似事例比較を採用しつつ、2008年を国際的圧力が激化した転換点として設定し、その前後での国内アクターの行動変容を検証する。分析手法としては、特定の政策転換に至る因果過程を詳細に追う過程追跡法を用い、両国の国会審議録、政府の基本計画、各省庁の専門家会議議事録、国際機関の勧告、およびビジネス団体や労働組合のポジション・ペーパーなどを収集、分析する。

第6章では、2008年以前に焦点を当て、日韓の低熟練労働者政策をめぐる初期の分岐を分析する。日本は官僚機構と雇主団体、労働組合を含む広範かつ強固に制度化された連合により、研修・技能実習制度というサイドドア政策を維持した。国際的な人権批判に対しても、制度の本旨である国際貢献を隠れ蓑にすることで実態との乖離を「漂流」として内部に抱え込んだ。対照的に、韓国では連合内の対立が激しく、既存の研修制度の腐敗や人権侵害が社会問題化した。その結果、柔軟性の高い政治連合を背景として、2004年に制度の「代替」が起こり、外国人労働者を労働者として公的に認める雇用許可制（EPS）へと劇的な転換を遂げた。

第7章では、2008年以降の国際的圧力への対応を論じる。日本は柔軟性の低い政治連合の下、既存の技能実習制度を温存しつつ、その上に特定技能という新たな在留資格を積み重ねる「重層化」を選択した。これにより、既存の政策の核心的論理を維持したまま、労働力不足という喫緊の課題に限定的に対処した。一方、韓国は柔軟性の高い政治連合のもとで、国内の利害対立を調整するために国際基準（ILO条約やSDGs等）を積極的に参照する「内部化」のパターンを示した。国際的な評判を国内改革の梃子として活用することで、制度の継続的な改革を図った。

第8章および結論では、本論文の知見を総括する。日韓の事例は、グローバル化という波にさらされながらも、国家がいかにして政策が辿ってきた独自の経路を維持し、あるいは再編するかを示す重要な知見を提供する。移民政策のパターンは、単なるマクロな経済的要請への反応ではなく、長年の制度的制約の中でなされた政治的選択と連合の再編の結果である。こうした政策の違いは、各国の社会における移民の受容のあり方に持続的な影響を与えるという政策的示唆を示し、本論文を締めくくる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本と韓国という、人口減少と労働力不足という共通の構造的課題に直面する東アジアの先進二か国が、同様に移民受け入れの国際的圧力にさらされてきたにも関わらず、なぜ異なる低熟練労働者政策をとってきたのかを明らかにすることを課題とする。本論文は、「国際的圧力の強度」と「国内政治連合の柔軟性」という二つの次元の異なる程度の組み合わせによって、重層化、漂流、代替、内部化、という四つの異なる制度変化に帰結するという分析枠組みを提示する。この枠組みに沿って、国会審議録、各省庁の専門家会議議事録、その他政策文書などを検討することで、1990年代初頭から2020年代半ばまでを対象とした日韓の比較分析を行った。その結果、官僚と企業が緊密な連携を保ち政治連合の柔軟性が低い日本は、高い国際的圧力の下、既存の制度論理を維持したまま新たな制度を重ね合わせる重層化のパターンを示した一方で、アクター間の対立が激しく政治連合の柔軟性が高い韓国は、国際基準を制度改革の梃子として活用する内部化を通じて制度を刷新してきた。このように本論文は、類似した国際環境下にあっても、国内利益の政策への集約のされ方の違い、および既存の政策が辿ってきた経路の違いによって、国によって異なる政策的帰結が導かれることを論証した。

本論文は次の3点において優れていると評価できる。第一に、東アジアの移民政策を単なる欧米モデルへの収斂と見なす先行研究の限界を克服し、国内政治の動学的な変化から日韓の政策的分岐を指摘し解明した点である。第二に、国際政治経済学に歴史的制度論の視座を統合し、国際的圧力が国内政治連合というフィルターを介して政策変化へと至る論理と因果メカニズムを精緻に理論化した点である。第三に、労働移民に関わる国際基準から国内の意思決定過程に関わる議事録まで広範な資料をもとに、日韓における対照的な制度変容の実態と過程について明らかにした点である。

一方で、本論文に問題点がないわけではない。第一に、本論文で用いた分析資料からは、政策決定の背景にあるアクターの選好や政治的判断について十分に解明できていない。第二に、日韓を類似事例と見なすことにより、両国の構造的相違を過小評価し、政策のあり方の違いに影響を及ぼしうる他の要因への考慮が不足している。具体的には、韓国の当時の政権固有の影響に加え、市民団体の役割や労働組合の選好に関わる日韓の差異が政策の違いに影響を及ぼした可能性について、十分に精査されていない。これらの問題点により、仮説の信頼性が完全に立証されていないことへの懸念が残る。しかしこれらの点は、移民政策研究に対する本論文の学術的貢献からすれば、その価値を些かも貶めるものではない。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和8年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。